

南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合に最大震度6弱と想定され、沿岸部では津波による浸水予想区域に含まれる地域があるなど、著しい被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、地震災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら泉大津市地域防災計画総則第4節防災関係機関の業務大綱に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第3 水防に関する市等の活動

市等においては、次の活動を行う。

- 1 水防活動上必要な監視、警戒
- 2 水門等の操作
- 3 重要水防箇所等の監視体制の構築
- 4 水防活動上必要な資機材の調達
- 5 水防上、危険な箇所を発見した場合は、関係機関及び施設管理者に連絡し、必要な措置を講じるとともに、場合により、警戒区域を設定し関係者以外の立入を禁止するとともに、担当者自身の安全の確保を行う。
- 6 水門、樋門等の被害状況を把握し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、水位等の変動に応じ適正な管理を行う。

第4 泉大津市消防団の活動

泉大津市消防団の活動等については、消防本部と密接な連携を図り、市災害対策本部の指揮の下、その活動を行う。

第5 推進計画に定めのない対策

この計画に定めのない予防対策及び災害応急対策については、泉大津市地域防災計画災害予防対策及び災害応急対策の定めに基づき行う。

第6 地震・津波の被害想定

本市の地震・津波の被害想定は、泉大津市地域防災計画総則第3節本市の概況と被害想定第3 災害想定2 地震・津波の被害想定に記載のとおりである。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等（以下「物資等」という。）の確保については、泉大津市地域防災計画災害応急対策第3章消火、救助、救急、医療救護、第6章二次災害防止、ライフライン確保に基づき行う。
- (2) 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

2 人員の配置等

市は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動に基づき、府に対し人員配置等を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、各防災関係機関において別に定める。

第2 他防災関係機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

締結先	名称
愛知県知多市	災害時における相互応援に関する協定書
市町村広域災害ネットワーク	災害時相互応援に関する協定
石油基地自治体協議会加盟団体	災害時相互応援協定
堺市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定
高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定
堺市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	泉州地域災害時相互応援協定
国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ

※資料 39 「災害時応援協定等一覧表」

- 2 市長は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。
- 3 市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。

また、市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知することができる。

なお、この場合においては、事後速やかに知事に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※資料46 「自衛隊派遣要請書式等」

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設などの確保対策等の検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合、約95分で本市に津波の第1波が来襲することが想定されている。

このため市は、府等と協力し津波からの防護に努める。

第1 津波からの防護

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び樋門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備・点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- 2 河川、海岸、港湾、漁港の管理者は、次の事項について、別に定める。
 - (1) 防潮堤、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、水門・樋門等の機能高度化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法
 - (4) 水門等の操作マニュアル等の作成
 - (5) 南海トラフ地震により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾等の整備の方針及び計画
 - (6) 同報系防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は以下のとおりとする。

1 情報の収集・伝達における役割及び経路・手段

(1) 情報の収集・伝達における役割

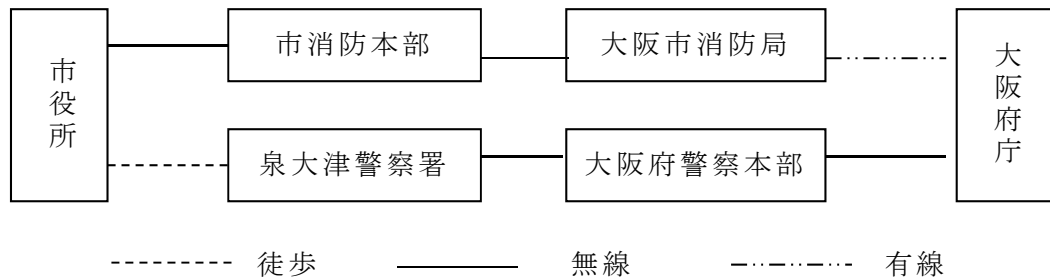
市は、防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関（消防、警察、自衛隊、堺海上保安署等）に迅速に伝達する。

無線通信の系統は、泉大津市地域防災計画災害予防対策第1章第2節情報収集伝達体制の整備、及び災害応急対策第2章第4節発災直後の情報収集伝達のとおりである。

また、住民及び臨海部の就業者等に対し避難の指示等必要な措置を行う。

(2) 情報の収集・伝達の経路・手段

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により、通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行う。



2 情報の伝達先

市は、津波に関する情報を管轄区域内の住民及び臨海部の就業者、観光客、釣り人やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達する。

3 被害状況の把握

管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握する。

第3 避難指示（緊急）の発令基準

地域住民に対する避難指示（緊急）の発令基準は、原則として下記のとおりである。

- (1) 津波予報区「大阪府」に大津波警報、津波警報が発表されたとき
- (2) 市域において強い揺れ（震度4程度以上）が観測された場合、または長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波による浸水が発生すると判断したとき

第4 避難対策等

1 避難指示（緊急）の対象地区

津波予報区「大阪府」に大津波警報、津波警報が発表された時に、津波による避難指示（緊急）の対象となる地区は、下記のとおりである。

避難対象地域（町丁名）			
春日町	戎町	青葉町	綾井
小松町	高津町	松之浜町1丁目	臨海町1丁目
菅原町	上之町	松之浜町2丁目	臨海町2丁目
東港町	下之町	助松町1丁目	臨海町3丁目
若宮町	西港町	助松町2丁目	新港町
田中町	清水町	助松町3丁目	小津島町
神明町	河原町	助松町4丁目	なぎさ町
本町	汐見町	東助松町1丁目	夕凧町

2 周知する事項

市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示（緊急）の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

3 周知の方法

市は、避難の指示を行う場合は、同報系防災行政無線及び津波防災情報システムや広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

4 避難所開設のための準備

市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておく。

5 避難所開設にかかる計画

市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うよう、あらかじめ計画を作成しておく。

6 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民・従業員・入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

7 介護等を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

8 外国人・出張者への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めるこ

とや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先とすること等に留意する。

9 避難所における救護上の留意事項

(1) 市が、避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、下記のとおりである。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布等の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

10 津波避難に関する意識啓発

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(1) 津波ハザードマップの活用

大阪府津波浸水想定区域図に基づき作成した泉大津市総合防災マップ(津波ハザードマップ)により、住民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。

(2) 津波防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

第5 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第3章消火、救助、救急、医療救護に基づき行動する。特に次の事項を重点として必要な措置を講ずる。また、これら措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画を定める。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導

- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第6 ライフライン・放送事業者の活動

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努める。

2 電気

関西電力株式会社は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講ずるとともに、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

3 ガス

大阪ガス株式会社は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

4 通信

西日本電信電話株式会社等通信事業者は、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

5 放送事業者

放送事業者等は、市長の要請により、住民への広報活動に努め、泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保、第3節ライフライン・放送の確保に基づき行動する。

第7 交通対策

1 道路

府公安委員会、府警察は、道路管理者と協力し、津波の来襲のおそれがあるところ

ろでの交通規制、避難路について交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知する。

2 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、走行路線に津波により浸水が予想される区間がある場合、運行を停止し、必要に応じて乗客の避難誘導を行う。
- (2) 鉄道事業者は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導する。

3 海上

港湾管理者は、港内航路等について、沈没、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物の除去等に努める。

第8 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 大津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び整備、備品等の転倒・落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検・整備
- キ 非常用電源装置の整備、情報収集装置（無線、ラジオ等）の整備

(2) 個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は医療対策本部等がおかれる庁舎の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

- (2) 無線通信設備等の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材又は緊急車両等の確保

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防本部は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 消防団の充実

消防本部は、消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表。

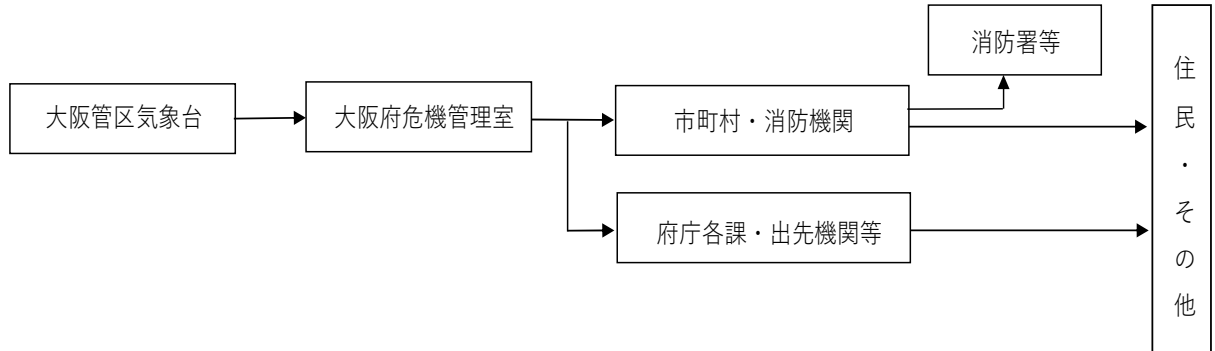
3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表。

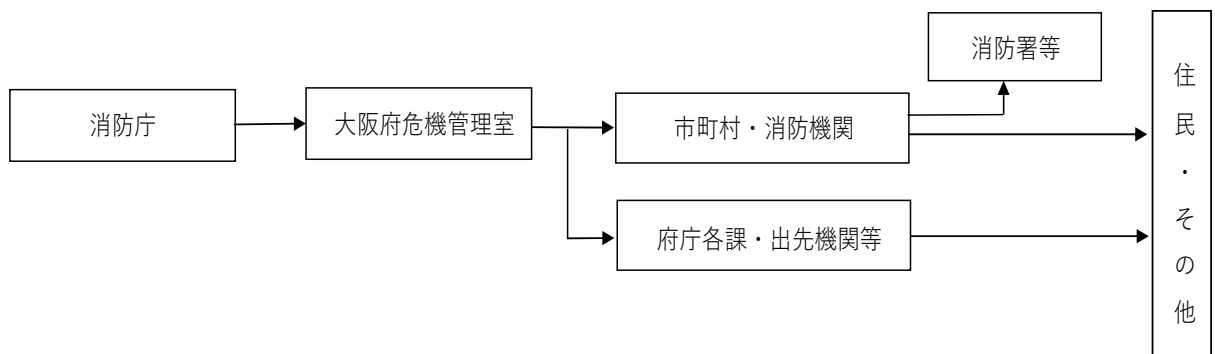
第2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）について市は、市庁内及び関係機関相互間において、確実に情報が伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

- (2) 市は、市域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

- (4) 市は、各々の災害対策本部の設置運営方法その他の事項について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立」に準じて必要な措置をとる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- (1) 市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知を図るため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

- (2) 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報系防災行政無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織やそ

の他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

- (3) 市は、地域住民等からの問い合わせに対応するための窓口等整備について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第5節災害広報」に準じて必要な措置をとる。
- (4) 以上の周知を実施するに当たって、市は、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制の整備については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

- (2) 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。
- (3) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動、第4章避難行動第2節避難所の開設及び運営等」に準じて必要な措置をとる。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して警戒する措置をとり、また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、各々について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制」に準じて必要な措置をとる。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 市は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してから適切に避難できるよう「泉大津市津波避難計画」に準じて避難誘導、指定避難所の開設など必要な措置をとる。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証、交通対策等の実施内容との十分な調整を通じて、当該避難計画を見直していく。

イ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を「泉大津市地域防災計画災害予防対策第2章地域防災力の向上第1節防災意識の高揚」に準じて周知する。

(2) 避難所の運営

ア 市は、避難後の救護について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第4章避難行動第2節避難所の開設及び運営等」に準じて必要な措置をとる。

イ 国は、地方公共団体等が滞留旅客等のために避難所を設置した場合等には、これらの者の避難生活の状況に応じて、災害救助法等に基づき、必要な支援を実施する。

6 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置の内、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達については「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第1節警戒期の情報伝達」に準じて必要な措置をとる。

(2) 警備対策

府警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

- 正確な情報の収集及び伝達
- 不法事案等の予防及び取締り
- 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

飲料水の供給は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、市等は、必要な飲料水を供給するための体制の確保について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第7章被災者の生活支援第4節緊急物資の供給」に準じて必要な措置をとる。

イ 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保することについて、推進計画に明示する。

ウ ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。

このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、推進計画に明示する。

ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を推進計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。

このため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を推進計画に明示する。

オ 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正

確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を推進計画に明示する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、市等と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

(4) 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容を推進計画に明示する。

国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を推進計画に明示する。

国は、この指導方針等において、事前避難対象地域を除く推進地域内の地域住民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけるキャッシュサービス等、金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努める旨を定める。

(5) 交通

ア 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第5節災害広報」に準じて必要な措置をとる。

イ 海上

市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて必要な措置をとる。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

(6) 計画主体が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第5章交通対策、緊急輸送活動第1節交通規制・緊急輸送活動、第6章二次災害防止、ライフライン確保第1節公共施設応急対策」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

イ 市は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置については、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、市は、内水排除施設等について施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検、その他所要の措置について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第2節警戒活動、第7章被災者の生活支援第4節緊急物資の供給、泉大津市業務継続計画（BCP）」に準じて必要な措置をとる。

エ 市は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制、第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて従事者の安全確保に配慮し必要な措置をとる。

オ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保を実施するため「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

(7) 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法について対策計画に明示するものとする。

② 運行等に関する措置

鉄道事業については「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動第3節津波警戒活動第4交通対策3鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社）」に準ずる。

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想さ

れる場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、その内容を対策計画に明示するものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を対策計画に明示するものとする。

エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

- ① 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
- ② 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。
- ③ 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。

この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

オ その他の施設又は事業関係

工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置について、対策計画に明示するものとする。

この場合において、当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示するものとする。

7 滞留旅客等に対する関係者との連携協力の確保

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策については「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動、第4章避難行動」に準じて必要な措置をとる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

- (1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、市は、市庁内及び関係機関相互間において、確実に情報が伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立、第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

- (2) 市は、市域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

- (4) 市は、各々の災害に関する会議の設置運営方法その他の事項について「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立」に準じて必要な措置をとる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知を図るため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第2章情報収集伝達・警戒活動」に準じて必要な措置をとる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意するため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制」に準じて必要な措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意するため、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第1章活動体制の確立第1節組織動員体制」に準じて必要な措置をとる。

4 関係機関のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を「泉大津市地域防災計画災害予防対策第2章地域防災力の向上第1節防災意識の高揚」に準じて周知する。

また、市等は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、「泉大津市地域防災計画災害応急対策第6章二次災害防止、ライフライン確保」などに準じて必要な措置をとる。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、施設等の整備を、計画的に実施し、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、整備は、泉大津市地域防災計画災害予防対策第3章災害予防対策の推進に基づく。

第6章 防災訓練計画

1 市は、想定される地震・津波の影響が広域にわたることに配慮し、防災関係機関と連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。また、その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

3 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなど、具体的かつ実践的な訓練を行う。

また、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう配慮する。

(1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練

(2) 避難行動要支援者等に対する避難訓練

(3) 大津波警報等の情報収集、伝達訓練

(4) 防潮施設の操作訓練

(5) 緊急地震速報を受信した場合を想定した訓練

(6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、内容については、次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- 4 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 地震防災対策として今後取り組む必要のある課題
- 6 緊急地震速報を受信した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する知識の普及に努める。

なお、普及活動は、地域の実態に応じて地域単位・事業所単位等で行うものとし、その内容は次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合における出火防止・初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報の入手方法

- 5 防災関係機関等が講じる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における津波浸水想定区域に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活と運営に関する知識
- 9 平素から住民が実施する応急手当、生活必需品の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止等の知識
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 11 緊急地震速報を受信した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第3 児童・生徒等に対する教育

市は、小学校等において地震や津波に関するわかりやすい情報を提供するとともに、地震や津波が発生した場合の実践的な教育を行う。

第4 防災上重要な施設管理者に対する地震防災知識の普及

市は府と連携して、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。また、施設の管理者は、それらの研修に積極的に参加する。

第5 相談窓口の設置

市は府と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

また、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業について、大阪府地震防災対策アクションプランとの整合を図り、避難行動要支援者支援の充実、社会福祉施設の避難体制の確保、自主防災組織の充実強化等の推進を図る。

第9章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

1 対応方針

- (1) 市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、最初の地震で脆弱になった建築物等を可能な限り迅速に把握し、次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するなど、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう応急活動等に努める。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

市は、東海地震関連情報が発表された場合は、泉大津市地域防災計画の附属「東海地震の警戒宣言に伴う対応」に基づいて対応する。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められるときは、警戒態勢を継続する。